

令和 4 年

上尾市議会第 2 回臨時会議案

議 案 名

議案第 5 3 号	令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 6 号）……………	別冊
議案第 5 4 号	裁判上の和解をすることについて……………	1

議案第 5 4 号

裁判上の和解をすることについて

東京高等裁判所令和 3 年（ネ）第 4 6 7 9 号損害賠償請求控訴事件に関し、下記のとおり裁判上の和解をすることについて、議決を求める。

令和 4 年 7 月 1 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1 当事者

- (1) 控 訴 人（第 1 審被告） 上尾市本町三丁目 1 番 1 号
上尾市
- (2) 被控訴人（第 1 審原告） 上尾市藤波三丁目 3 1 9 番地 1
栄電業株式会社

2 和解の内容

別紙和解条項案のとおり

3 事件の概要

被控訴人が控訴人に対し、平成 2 9 年 9 月 2 0 日に成立した（仮）新図書館複合施設建設工事（電力設備工事）に係る工事請負契約を控訴人が解除したことによって生じた損害賠償金として、6, 9 4 6 万 6, 7 0 2 円及びこれに対する平成 3 0 年 7 月 1 0 日から支払済みまで年 5 %の割合による金員の支払を求めたもの

4 第 1 審判決の要旨

被告は、原告に対し、6, 9 2 3 万 2, 0 2 4 円及びこれに対する令和 2 年 1 1 月 1 0 日から支払済みまで年 3 %の割合による金員を支払え。

提案理由

東京高等裁判所令和 3 年（ネ）第 4 6 7 9 号損害賠償請求控訴事件に関し、裁判上の和解をしたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、この案を提出する。

別紙

和 解 条 項 案

- 1 控訴人は、被控訴人に対し、本件損害賠償金として2500万円の支払義務があることを認める。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員を、令和4年 年 日限り、〇〇銀行××支店の△△△△名義の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は控訴人の負担とする。
- 3 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 4 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じ、各自の負担とする。

